

令和4年4月21日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
地域保健担当理事 長谷川太郎

高齢者施設等における施設内療養に関する追加的支援策の対象拡大 及び期間延長について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします

日本医師会常任理事

江澤 和彦

(公印省略)

高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について(「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、病床等のひっ迫の状況などにより、高齢者施設等で感染された方について、施設内で療養されることを余儀なくされる状況が生じた高齢者施設等については、地域医療介護総合確保基金の更なる追加的支援が活用可能であり、本会からも「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について(高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策等) (令4.2.21(介155)) および「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の延長について」(令4.3.22(介177))等においてお知らせしているところです。

※施設内療養に関する更なる追加的支援策について

○ 従前より、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行うこととなった場合であって、必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供等を実施した場合、施設内療養者1名につき、15万円の支援を行う補助制度を活用することができる(15日以内に入院した場合は、施設内療養期間に応じ1万円/日を日割り補助)。

○ これに加え、令和4年1月9日以降、まん延防止等重点措置区域等において、

施設内療養者数が一定数を超える場合には、施設内療養者1名につき更に1万円/日（現行分とあわせて最大30万円）を追加補助する制度を活用できることとした（介155参照）。

- また、令和4年3月21日時点でまん延防止等重点措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和4年4月末日までは上記の追加補助の対象として取り扱うものとした（介177参照）。

今般、当該追加的支援について、令和4年4月8日から令和4年7月末日まで、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても活用できることとなりましたのでお知らせいたします。この取り扱いにより、現在、4月末日まで延長されている地域については、同様に7月末日まで活用可能となります。

併せて、当該事業の実施要綱についても一部改正が行われ、「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について」が発出されましたので、添付いたします。詳細につきましては、当該実施要綱をご参照下さい。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

- 「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について」の周知について

（令4.4.8 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡）

- 「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について

（令4.4.8 老発0408第4号 厚生労働省老健局長通知）

以上

施設内療養を行う介護施設等への更なる支援について

- 施設内で療養を行う介護施設等に対し、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができよう更なる支援を行う。
- また、施設内での療養者数が一定数を超える等の一定の要件を満たす場合には、追加の支援を行う。

○ 病床ひっ迫等により、施設内療養を行う介護施設等に対して、通常のサービス提供では想定されない感染対策の徹底等を行うとともに、療養の質及び体制の確保を支援する観点から、施設において必要となる追加的な手段（※1）について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、従来の経費支援に加え、新たに補助を行う。

補助概要

- （※1）以下、①～⑤等の実施をチェックリストで確認し、補助を行う
- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
 - ② ゾーニング（区域をわけた）の実施
 - ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
 - ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察、
 - ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確立

- 施設内療養者1名につき、15万円
（15日以内に入院した場合は、施設内療養期間に応じ1万円/日を日割り補助）
- まん延防止等重点措置区域等（※2）の施設等であって療養者数が一定数（※3）を超える場合は、施設内療養者1名につき1万円/日を追加補助（上記とあわせて最大30万円）（※4）

補助額

- （※2） 令和4年3月21日時点でまん延防止等重点措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和4年4月7日までは追加補助の対象とする。
また、令和4年4月8日から令和4年7月末日までは、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても、追加補助の対象とする。
- （※3） 以下の①②③いずれも満たす日について、施設内療養者（発症後15日以内の者）に追加補助を行う
- ① 当該介護施設等が所在する区域において、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が適用されている期間中である。
 - ② 小規模施設等（定員29人以下）にあっては施設内療養者が2名以上、大規模施設等（定員30人以上）にあっては施設内療養者が5名以上いる。
- （※4） 追加補助の限度額は、小規模施設等（定員29人以下）は200万円/施設、大規模施設等（定員30人以上）は500万円/施設

○ 介護施設等

〔特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護、短期入所療養介護〕

適用時期 ○ 令和3年4月1日（追加補助分は令和4年1月9日）

（注） 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のかかり増し費用を助成する介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の中で実施。（かかり増し費用のメニューに追加）

老発 0408 第 4 号
令和 4 年 4 月 8 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「令和 4 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について

標記事業の実施については、令和 4 年 3 月 23 日老発 0323 第 2 号本職通知の別紙「令和 4 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 4 年 4 月 8 日から適用することとしたので通知する。

については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いします。

(別添)

令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（老発0323第2号令和4年3月23日厚生労働省老健局長通知）新旧対照表

改正前	改正後
<p>老発 0323 第 2 号 令和 4 年 3 月 23 日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省老健局長 (公 印 省 略)</p> <p>令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について</p> <p>標記については、別紙のとおり「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」を定め、令和4年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いする。</p>	<p>老発 0323 第 2 号 令和 4 年 3 月 23 日 最終改正 老発 0408 第 4 号 令和 4 年 4 月 8 日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省老健局長 (公 印 省 略)</p> <p>令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について</p> <p>標記については、別紙のとおり「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」を定め、令和4年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いする。</p>

(別紙)

令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱

- 1 目的 (略)
- 2 実施主体 (略)
- 3 事業内容 (略)
- 4 その他留意事項 (略)

【別添1】 (略)

【別添2】

本実施要綱3(1)イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

- 1 助成対象 (略)
- 2 助成の内容及び要件
施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、
① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
② ゾーニング(区域をわける)の実施

(別紙)

令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱

- 1 目的 (略)
- 2 実施主体 (略)
- 3 事業内容 (略)
- 4 その他留意事項 (略)

【別添1】 (略)

【別添2】

本実施要綱3(1)イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

- 1 助成対象 (略)
- 2 助成の内容及び要件
施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、
① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
② ゾーニング(区域をわける)の実施

③ コホーディング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整

④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察

⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。

(1) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

(2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※なお、(1)及び(2)については、参考のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて都道府県に提出すること。また、都道府県は必要に応じて保健所等にも確認し、(1)及び(2)の確認を行うこと。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥⑦いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑥ 令和4年1月9日以降において、1の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること（※）。

③ コホーディング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整

④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察

⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。

(1) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

(2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※なお、(1)及び(2)については、参考のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて都道府県に提出すること。また、都道府県は必要に応じて保健所等にも確認し、(1)及び(2)の確認を行うこと。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥⑦いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑥ 令和4年1月9日以降において、1の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること（※）。

※ 令和4年3月21日時点で緊急事態措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、緊急事態措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和4年7月7日までは⑥の要件を満たすものとする。また、令和4年4月8日から令和4年7月末日までは、緊急事態措置等を実施すべき区域以外の区域においても⑥の要件を満たすものとする。

⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること（施設内療養者は発症後15日以内の者とする。）。
 3 助成の上限額（略）
 4 その他（略）
 参考（略）
 【別添3】（略）

※ 令和4年3月21日時点で緊急事態措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、緊急事態措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和4年4月末日までは⑥の要件を満たすものとする。

⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること（施設内療養者は発症後15日以内の者とする。）。
 3 助成の上限額（略）
 4 その他（略）
 参考（略）
 【別添3】（略）